

一般社団法人 全国建設業労災互助会

― 補償制度のご案内 ―

全国建設業労災互助会にお任せください！
会員の皆さま方の安定経営をしっかりとサポートさせていただきます！

2018年1月以降対応版



内閣府認可
一般社団法人 全国建設業労災互助会

<http://rousaigojyokai.or.jp/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-7-1 ミツワ小川町ビル 5 階
TEL 03-3518-6551 FAX 03-3518-6585

「全国建設業労災互助会」入会のおすすめ

建設業における労働災害は、事業主の皆さまや、労働者の方々ならびに関係諸団体のたゆまない努力にもかかわらず、事業の特殊性から、いまだに事故発生率が高く、とくに死亡および重篤災害の発生は、残念ながら全産業中最多を占めている現状にあります。

一般社団法人 全国建設業労災互助会は、昭和54年に労働大臣の許可を得て、労働災害の補償等に関する調査研究事業および、政府労災保険の上積み補償制度など、建設業で働く方々の労働福祉の向上と建設業の発展に寄与することを目的に社団法人 全国建設業労災互助会として創設されました。その後、公益法人制度改革関連三法に基づき、平成25年10月1日をもって一般社団法人 全国建設業労災互助会（以下「労災互助会」といいます。）に移行しました。

労災互助会に入会いただきますと、以下のⅠ～Ⅱの事業をご利用いただけます。

労災互助会への入会にあたりましては、「会員入会申込書」によるお申し込みと「年会費」が必要となります。会員区分は「正会員」（年会費24,000円）と「賛助会員」（年会費2,400円）です。

労災互助会への入会は補償制度ご加入時に申込みいただけます。

Ⅰ. 労働福祉事業

建設業における労働福祉の向上等に寄与することを目的に、労働災害によって被災された労働者およびその遺族等の援護に関する労働福祉事業を実施しています。

1 調査研究事業

労働者の福祉向上と建設業に従事する関係者等の事業基盤の充実を図ることを目的に専門家による「労災補償等の調査研究会」等を開催し、研究報告を会員等の皆さまに提供しています。

(1) 調査研究会の開催

労災互助会では労働災害および事業に関連する事故に迅速かつ適切に対応するため、労災補償分野および労働安全衛生分野における斯界の専門家からなる調査研究会を開催し、もって労働者の福祉向上と建設業に従事する関係者等の事業運営の基盤の充実を図ることとしています。

(2) 労災補償等の調査研究会報告等

研究会報告の内容は毎年発行している「労務安全ハンドブック」に掲載するとともに、「互助会ニュース」なども併せて情報として提供しています。

2 支援事業

● 労災補償等の経験豊富なスタッフによる相談および顧問弁護士の紹介

労災事故をめぐる問題として、事故の予防・事故の補償などについて、相談をお受けします。
また、必要に応じて専門の顧問弁護士をご紹介します。

● 労働災害防止活動に対する助成事業

労災補償制度の収支改善と働く方々の安全確保等を図るため労働災害防止活動に対する助成事業を実施しています。

● 情報提供

労災互助会では、会員の福祉向上を目的として、事業運営上関係のある損害保険ジャパン日本興亜(株)（以下「損保ジャパン日本興亜」といいます。）と提携し、建設業に関連する以下の情報をご提供しています。

1. 就業規則等社内規定診断等
2. 助成金受給診断
3. 建設業向け最新経営レポート提供

Ⅱ. 補償制度事業

労災互助会は建設業における労働災害・工事に起因する様々な事故による損害から、

- ・労働者およびそのご家族の生活安定、福祉向上を図るとともに
- ・事業主が安心して事業の健全な経営を確保できるよう

3つの補償制度をご提供しています。事業ニーズに合わせた補償制度をお選びいただきご加入できます。

補償制度にご加入する場合は、補償制度ごとに加入申込および掛金が必要となります。

全国建設業労災互助会補償制度の特色



幅広い！

工事にともない発生する災害や事故による損害を幅広くカバーします。



割 安！

内閣府の認可団体で、団体のスケールメリットを活かし、個別に同種の補償(保険)に加入されるより割安な掛金となっています。



簡 単！

年間包括契約により、個別工事ごとの通知が不要です。



安 心！

損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課による迅速な対応。

1 労災上積み補償制度

政府労災保険の上乗せとして、被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害を補償します。

特長

- 経営事項審査制度で、その他評点（W）の加点対象（労働福祉点数：15ポイント）
- すべての工事で働くすべての労働者を補償（臨時雇従業員〈アルバイト等〉や下請負人の従業員も補償）
- 貴社の災害補償規定等に合わせた補償プランも設計可能
- 業務上災害だけでなく通勤災害も補償
- 休業補償・使用者賠償責任も補償（オプション）
- 入院見舞金を支給（5日以上入院が対象）

⇒P5へ

2 第三者賠償補償制度

工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故、また建設工事にかかわる施設および昇降機に起因する事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

特長

- 工事中に作業対象物を損壊させた賠償事故を補償
- リース・レンタルした自走可能な建設用工作車を損壊させた賠償事故を補償
- 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う地盤崩壊による賠償事故を補償（オプション）
- 引渡し後に、工事の結果に起因する事故により第三者の身体障害または財物損壊が発生し、法律上の賠償責任を負う場合、その原因となった工事の目的物自体の損壊による賠償事故を補償（オプション）

⇒P10へ

3 建築・土木・組立工事補償制度

火災・台風・雪災・施工ミスなど、工事現場において、工事期間中に不測かつ突発的な事故により、工事対象物などに生じた損害について補償します。

特長

- 工事現場における工事対象物や仮工事の目的物などに生じた損害を補償
- 台風・暴風・水災・雪災などの自然災害はもちろん、盗難・放火などの外来の危険による損害を補償
- 火災・爆発や地盤沈下・土砂崩壊・施工ミスなど工事に伴う危険による損害を補償
- 工事用材料および工事用仮設材については、資材置場等から工事現場までのご加入者による運搬中に生じた損害も補償

⇒P17へ

こんな時にお役にたちます。

労災上積み補償制度 P5～

基本契約

本制度の基本契約は、損保ジャパン日本興亜の労働災害総合保険と全国建設業労災互助会の入院見舞金制度を組み合わせたものです。
政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害に対し政府労災保険の上積み補償として給付金をお支払いします。

政府労災保険特別加入者契約 (任意加入)

貴社の政府労災保険第1種特別加入者全員を補償の対象に含めることができます。

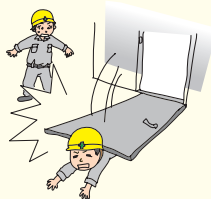
政府労災保険未加入者契約 (任意加入)

貴社の政府労災保険未加入者を補償の対象に含めることができます。(記名式)

死亡給付金

耐震補強工事でスチール扉を撤去する際に、重さに耐え切れず倒れた扉の下敷きになり死亡した。

【支払額】5,000万円
(6口加入の場合)



後遺障害給付金

外壁改修工事で足場組立中、転落し頸髄損傷等により後遺障害2級となった。

【支払額】4,835万円
(4口加入の場合)



→P6へ

入院見舞金制度

(補償の対象者：基本契約および任意加入した契約の補償対象者)

5日以上入院に対して入院見舞金をお支払いします。

入院見舞金

足場設置作業中、移動のため安全帯を外して立ち上がろうとして体勢を崩して転落し、骨折した。

【支払額】10万円 入院31日



※全国建設業労災互助会の入院見舞金制度です。

→P6へ

オプション① (任意加入) 休業補償特約

政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害に対し、休業給付金をお支払いします。

オプション② (任意加入) 使用者賠償責任

労災事故発生により負担する被災者への損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。

使用者賠償責任(有期事業)

企業側の安全配慮義務違反が認められ、損害賠償責任が生じた。



→P8へ

第三者賠償補償制度 P10～

基本契約

本制度の基本契約は、損保ジャパン日本興亜の賠償責任保険普通保険約款に請負業者、施設所有管理者、昇降機、生産物の各特約条項をセットしたものです。

■工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故、また建設工事ににかかわる施設および昇降機に起因する事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■事故発生時に直接作業を加えている財物(作業対象物)の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■工事現場で発生した、自走可能なリース・レンタルした建設用工作車(ダンプカー、トラック、ユニック車は除く。)を破損させたことにより被る損害を補償します。(盗難やキャタピラ、ブーム、ドリル等の単独損害は補償対象外です。)

工事中の事故

対物

鋼矢板を打設したところ地下2mの地点で径700mmの水道管を破損した。

【支払額】1,980万円



対物(作業対象物)

エアコン設置工事の際に、誤って設置作業をしている壁を壊した。

【支払額】15万円



対物(リース・レンタル)

自社のユニックで切削作業中に巡回したところ、リースしていたショベルカーにぶつけ損傷させた。

【支払額】110万円



引渡し後の事故

対物

屋上防水工事が不完全で雨漏りし、第三者の天井、家財に水濡れ損害が発生。【支払額】100万円



→P11へ

オプション①（任意加入）
地盤崩壊危険担保特約

地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下等により土地の工作物等を損壊した場合に法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

対物（地盤崩壊）

掘削工事の振動により近隣の建物外壁・塀に傾きが生じた。

【支払額】
150万円



➡P12へ

オプション②（任意加入）
ワイド補償特約

ワイド補償特約は下記の4特約を組み合わせた補償内容です。

〈1〉生産物自体・仕事の目的物自体の補償

工事の結果に起因する事故により、第三者の身体障害または財物損壊が発生、その賠償責任を負う場合、その原因となった工事の目的物自体の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈2〉工事遅延損害の補償

工事中の補償対象となる事故が発生して、補償の対象となる方（被保険者）に対して保険金が支払われる場合で、さらに、その工事が履行期日より6日以上遅延した場合の損害賠償を補償します。

〈3〉データの損壊の補償

電子データ、データベース、ソフトウェア、プログラムなどの情報メディアが消失・欠損してしまった場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

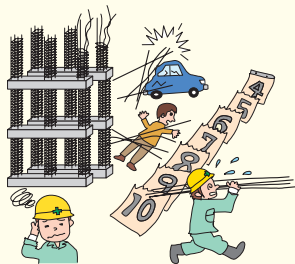
〈4〉物理的損壊を伴わない財物の使用不能損害の補償

工事中または引渡し後に発生した急激かつ偶然な事故による、物理的損壊を伴わない他人の財物の使用不能損害を補償します。

〈1〉生産物自体・仕事の目的物自体の補償



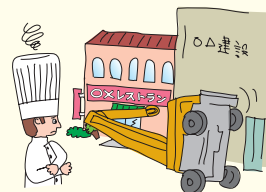
〈2〉工事遅延損害の補償



〈3〉データの損壊の補償



〈4〉物理的損壊を伴わない財物の使用不能損害の補償



➡P13へ

建築・土木・組立工事補償制度 P17～

基本契約

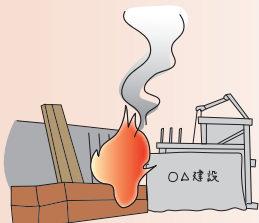
本制度は、損保ジャパン日本興亜の建設工事保険に各種特約条項をセットしたものです。

■ 建築工事、土木工事、組立工事中に工事現場で、火災・台風・水災・雪災・地すべり・施行ミスなどの不測かつ突発的な事故により工事対象物に損害が生じた場合、保険金をお支払いします。

建築工事

建設工事中、作業員不在の夜間にコンセント付近より出火した。建築中の建物と資材の一部が焼けた。

【支払額】
250万円



土木工事

台風による雨水で工事中の補強土壁および資材が流出した。

【支払額】
800万円



組立工事

鉄骨組立の工事現場でH形鋼が盗まれた。



➡P17へ

労災上積み補償制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金制度*)

労働者の労災事故を補償します。

※労災上積み補償制度は、損保ジャパン日本興亜の労働災害総合保険と傷害総合保険および全国建設業労災互助会の入院見舞金制度を組み合わせた制度です。

特長1

経営事項審査で**15ポイント**加算されます。(※)
(※)加算ポイントは以下の①～③をみたす必要があります。
①業務上災害と通勤災害のいずれも対象
②従業員および下請負人の従業員をすべて対象
③死亡および後遺障害第1級～第7級まで対象



(2017年12月現在)

特長2

下請負人の政府労災保険特別加入者は基本契約で補償します。



特長3

労災事故による5日以上入院に対し入院見舞金を給付します。
(労災互助会の入院見舞金制度)



特長4

有期事業の使用者賠償責任を補償します。(P8オプション②)



掛金のモデル例 (I型1口に加入の場合)

完成工事高	工事種類の割合	建築100%	土木100%	建築50% 土木50%
1億円		18,480円 (うち保険料15,960円)	46,320円 (うち保険料39,960円)	32,640円 (うち保険料28,080円)
3億円		44,160円 (うち保険料38,040円)	110,280円 (うち保険料95,040円)	87,360円 (うち保険料75,240円)
5億円		69,600円 (うち保険料60,000円)	174,000円 (うち保険料150,000円)	132,000円 (うち保険料113,760円)

補償の対象となる方、補償の対象となる被用者等の範囲 (基本契約)

(1) 補償の対象となる方 (被保険者)

ご加入者 ただし政府労災保険に加入していることが必要です。

(2) 補償の対象となる被用者等の範囲

有期事業

保険期間中に行われる「元請・下請すべての工事」で働く「すべての労働者」(臨時雇従業員〈アルバイト等〉や下請負人の従業員を含みます。)が対象となります。

- A ご加入者の従業員(臨時雇従業員を含みます。)
- B ご加入者の下請負人の従業員
- C ご加入者の政府労災保険特別加入者
※(任意加入)「政府労災保険特別加入者契約」への加入が必要です。
- D ご加入者の下請負人の政府労災保険特別加入者
- E ご加入者または下請負人の政府労災保険未加入者
※(任意加入)「政府労災保険未加入者契約」への加入(記名式)が必要です。

継続事業

継続事業(事務職等その他各種事業)は、ご加入者の従業員が対象となります。

- F ご加入者が直接雇用している従業員
※(任意加入)継続事業の掛金を加算していただく必要があります。
- G ご加入者の政府労災保険特別加入者
※(任意加入)「政府労災保険特別加入者契約」への加入が必要です。
- H ご加入者の政府労災保険未加入者
※(任意加入)「政府労災保険未加入者契約」への加入(記名式)が必要です。

- ・継続事業のみを補償の対象とする契約はできません。
- ・ご希望により海外派遣者(第3種特別加入者)も補償の対象となる被用者に含めることもできます。(フリープランによる設計となります。)

「下請負人の範囲」ご加入者(被保険者)が日本国内で施工する工事にかかる下請負契約における請負人(数次の請負による場合のすべての請負人を含みます。)をいいます。

		有期事業		継続事業	
ご加入者	社長・役員	C	政府労災保険に特別加入している P7 政府労災保険特別加入者契約 (任意加入)	G	政府労災保険に特別加入している P7 政府労災保険特別加入者契約 (任意加入)
	従業員	E	政府労災保険に特別加入していない P7 政府労災保険未加入者契約 (任意加入)	H	政府労災保険に特別加入していない P7 政府労災保険未加入者契約 (任意加入)
	下請負人	A	P6 政府労災保険加入者契約 (基本契約)	F	P6 政府労災保険加入者契約 (基本契約) ※事業種類・平均被用者数でのお申し込みが必要です
下請負人	社長・役員	D	政府労災保険に特別加入している P6 政府労災保険加入者契約 (基本契約)		
	従業員	E	政府労災保険に特別加入していない P7 政府労災保険未加入者契約 (任意加入)		
	一人親方	B	P6 政府労災保険加入者契約 (基本契約)		
		D	政府労災保険に特別加入している P6 政府労災保険加入者契約 (基本契約)		
		E	政府労災保険に特別加入していない P7 政府労災保険未加入者契約 (任意加入)		

政府労災保険加入者契約 ―基本契約―（補償の内容）

この契約は、政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害に対し、政府労災保険の上積み補償として、給付金を事業主を通じて当該労働者またはご遺族にお支払いします。

- 業務災害の認定および後遺障害の等級については政府労災保険の認定に従います。
- 「災害付帯費用給付金」および「事故解決費用等支援給付金」は、事業主にお支払いします。

1 契約方式と対象となる工事

（1）年間包括契約方式

【対象となる工事】 保険期間中に日本国内で施工するすべての工事（元請・下請工事）および単独の除雪・除草作業・甲型JV（共同施工方式）は、原則として除きます。（甲型JVの前年実績がある場合は、ご希望により覚書等を締結し、年間包括契約方式に含めて加入することもできます。ただし、甲型JVスポット契約方式とは補償範囲が異なりますのでご注意ください。）
・乙型JV（分担施工方式）は年間包括契約方式の対象工事に含まれます。

（2）甲型JVスポット契約方式

【対象となる工事】 日本国内で施工する甲型JV

（3）下請協力会方式

【対象となる工事】 保険期間中に日本国内で施工する特定元請会社の下請工事および単独の除雪・除草作業

2 お支払いする給付金

業務災害、通勤災害について補償します（同額の補償となります。）。

給付の種類と被災者1名・1口あたりの給付額は以下のとおりです（（3）災害付帯費用給付金を除きます。）。

死亡・後遺障害給付金はⅠ型（後遺障害7級まで）・Ⅱ型（後遺障害14級まで）の2種類がありますのでご希望の型をお選びください。

法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。法定外補償規定の補償額を超える保険金額を設定した場合でも、法定外補償規定の補償額までしか保険金をお支払いできません。

（1）死亡・後遺障害給付金（1口あたり）※最高6口までご加入いただけます。

		Ⅰ型	Ⅱ型
死 亡	死 亡	800万円	800万円
	1級	1,200万円	1,200万円
	2級	1,200万円	1,200万円
	3級	1,200万円	1,200万円
	4級	700万円	700万円
	5級	600万円	600万円
	6級	500万円	500万円
	7級	400万円	400万円
	8級		300万円
	9級		200万円
	10級		100万円
	11級		80万円
	12級		60万円
	13級		40万円
	14級		20万円



（注）同一の被用者が被った身体障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。

（2）入院見舞金（加入口数に関係なく、被災者1名につき下表の給付額のお支払いとなります。）

入院日数	給付額
5日以上20日未満	5万円
20日以上	10万円

※全国建設業労災互助会の入院見舞金制度です。

（3）災害付帯費用給付金

①死亡災害付帯費用給付金

	加入口数	給付金額
死 亡	1～2口	100万円
	3～4口	150万円
	5～6口	200万円

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（葬祭費、花代など）として事業主へ被災者1名につき、加入口数に応じて上記金額をお支払いします。

②障害災害付帯費用給付金

	加入口数	給付金額
後遺障害 1～7級	1～2口	20万円
	3～4口	35万円
	5～6口	50万円
後遺障害 8～14級 (Ⅱ型に加入の場合のみ対象)	1～2口	10万円
	3～4口	20万円
	5～6口	30万円

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（お見舞金、再発防止対策費など）として事業主へ被災者1名につき、加入口数に応じて上記金額をお支払いします。

(4) 事故解決費用等支援給付金（使用者賠償責任）

1事故あたり（1口あたり）	100万円	最大600万円（6口）
---------------	-------	-------------

業務災害（通勤災害を除きます。）に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償責任の解決のために支出する示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等、および賠償金について補償します。なお、本給付金は、基本契約の口数に応じた金額が限度となります。

※給付金の支払は、実費支給となります。

※賠償金の給付は、政府労災保険の認定が必要となります。

※損保ジャパン日本興亜の承認を得ずに示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全額について給付金をお支払いできない場合があります。

さらに補償の充実を希望される方は、P8オプション②の「使用者賠償責任保険」（有期事業）のご加入を検討ください。

3 掛金の算出方法

(1) 有期事業

①【年間包括契約方式・下請協力会方式】

直近会計年度の事業種類別完成工事高（税込み）*と単独の除雪・除草作業の兼業売上高（税込み）により算出します。

※完成工事高（税込み）は、P21、22の「建設業許可29業種に対応する補償制度早見表」のとおりに、建築・その他の建設事業に振り分けます。

②【甲型JVスポット契約方式】

工事請負契約書記載の請負代金額（税込み）により算出します。

(2) 継続事業

政府労災保険の事業種類コードと平均被用者数により算出します。

【任意加入】政府労災保険特別加入者契約（補償の内容）

※政府労災保険特別加入者契約のみの加入はできません。

ご加入者の政府労災保険第1種特別加入者を補償の対象に含めることができます。

政府労災保険第1種特別加入者が全員補償の対象となりますので、事業種類ごとの人数をお申し出ください。

給付の種類と金額はP6の②お支払いする給付金からP7、2（4）の事故解決費用等支援給付金を除いたものとなります。

※1口あたりの掛金は事業種類ごとの人数（ご加入者の政府労災保険第1種特別加入者全員）により算出します。

※政府労災保険（第1種特別加入）に加入してしていない加入企業の事業主、役員等は、補償の対象となりません。

【任意加入】政府労災保険未加入者契約（補償の内容）

※政府労災保険未加入者契約のみの加入はできません。

ご加入者および下請負人の政府労災未加入者（一人親方等）を補償の対象に含めることができます（就業中のみの補償となります）。記名式の引受となりますので対象者の氏名、性別、生年月日、従事する業務が必要となりますのでお申し出ください。

給付の種類と、被災者1名・1口あたりの給付の種類と金額は下表のとおりです（入院見舞金は加入口数に関係なく被災者1名につき下表の給付額のお支払いとなります。）。

給付の種類		給付金額／1口（6口限度）
死亡給付金	事故日から180日以内に死亡した場合	800万円
後遺障害給付金	事故日から180日以内に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じて給付されます。（死亡・後遺障害保険金額の4%～100%）	32万円～800万円
入院見舞金	入院日数 5日以上 20日未満	5万円
	// 20日以上	10万円

1口あたりの掛金は職種級別と人数により算出します。

※P6、2（3）の「災害付帯費用給付金」、P7、2（4）の「事故解決費用等支援給付金」はお支払いの対象とはなりません。

※未加入者契約の死亡給付金額は基本契約（1口あたり）の死亡給付金額に加入口数を乗じた金額となります。

※死亡給付金および後遺障害給付金は、損保ジャパン日本興亜の傷害総合保険です。入院見舞金は、全国建設業労災互助会の入院見舞金制度です。

+ オプション（補償の内容）

オプション 1 【任意加入】休業補償特約

労災事故による休業損害を補償します

政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害による休業損害を特約へのご加入により補償します。

- 補償の対象となる方 基本契約および任意加入した契約の補償対象者
- 給付金額 以下の3つのプランからお選びください。

休業給付金 (1日あたり)	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	5,000円	3,000円	2,000円
補償対象者	補償内容		
	免責日数	支払対象期間	給付限度日数
①ご加入者の従業員（臨時雇従業員を含みます。） ②ご加入者の下請負人の従業員 ③ご加入者の政府労災保険特別加入者 ④ご加入者の下請負人の政府労災保険特別加入者 ⑤継続事業（ご加入者のみ） ⑥政府労災保険未加入者	3日	3年 2年	1,092日 730日

- ※①～⑥は損保ジャパン日本興亜の労働災害総合保険、⑥は損保ジャパン日本興亜の傷害総合保険です。
 ※休業期間の認定は、政府労災保険の認定に従います。ただし、政府労災保険未加入者の認定は、損保ジャパン日本興亜が行います。
 ・保険期間の途中でも加入することができます。
 ・甲型JVSスポット契約方式では、休業補償特約のご加入はできません。
 ・法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。法定外補償規定の補償額を超える保険金額を設定した場合でも、法定外補償規定の補償額までしか給付金をお支払いできません。

(3) 掛金の算出方法

- 上記「補償対象者」の①②④の掛金は、直近会計年度の事業種類別完成工事高（税込み）により算出します。
- 上記「補償対象者」の③⑤⑥は1名あたりの掛金により算出します。

オプション 2 【任意加入】使用者賠償責任保険（有期事業）

ご加入者が被用者の業務上の事由により被った身体の障害について負担する損害賠償金および解決のための訴訟費用等を補償します

- 補償の対象となる方（被保険者）ご加入者
- 保険金額 以下の3つのプランからお選びいただけます。
- 被用者の範囲 P5「補償の対象となる方、補償の対象となる被用者等の範囲（基本契約）」（2）のABD（有期事業）

1事故あたりの 限度額	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	1億円	5,000万円	3,000万円

- ※政府労災保険からの保険給付を超える額の損害賠償金および訴訟費用等を上記保険金額を限度として貴社にお支払いします。
 ※お支払いには、政府労災保険の認定が必要となります。

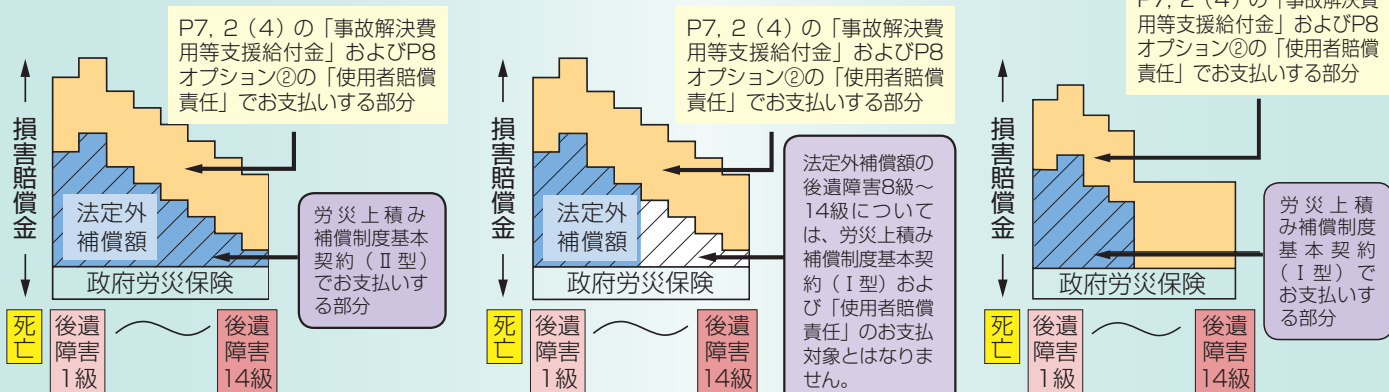
- ・保険期間の途中でもご加入はできません。

業務災害（通勤災害を除きます。）に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償金および損害賠償責任の解決のために支出する示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等についてP7、2（4）の事故解決費用等支援給付金の上乗せ分として補償します。

<ケース1> 法定外補償規定を定めており、法定外補償規定（死亡、後遺1級～14級）の全部を労災上積み補償制度基本契約（Ⅱ型）で補償している場合。

<ケース2> 法定外補償規定を定めており、法定外補償規定（死亡、後遺1級～14級）の一部（死亡、後遺1級～7級）を労災上積み補償制度基本契約（Ⅰ型）で補償している場合。

<ケース3> 法定外補償規定を定めておらず、労災上積み補償制度基本契約（死亡、後遺1級～7級）（Ⅰ型）に加入している場合。



(4) 掛金の算出方法

- 直近会計年度の事業種類別完成工事高（税込み）により算出します。

労働災害総合保険（法定外補償条項・使用者賠償責任条項）の補償の内容

保険金をお支払いする主な場合

（法定外補償条項）

◇被保険者（注1）の被用者（注2）が業務上災害（注3）によって身体障害（死亡、後遺障害、負傷、疾病）を被った場合に、政府労災保険等（注4）の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、被保険者に保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金）をお支払いします。

（注1）被保険者とは、事業主（企業）をいいます。

（注2）被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者（正規従業員、アルバイト、パートタイマー等）のうち保険証券に記載された者をいいます。役員、個人事業主、海外駐在員、下請負人の従業員等の事故については、特約条項を付帯することにより保険の対象にできる場合があります。

（注3）通勤途上（出勤および退勤）の災害については、「通勤災害担保特約条項」を付帯することで保険金お支払いの対象となります。この保険は「通勤災害担保特約条項」を付帯しています。

（注4）被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等（以下「政府労災保険等」といいます。）の保険関係が成立していることが必要です。

◇この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。

◇法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。

【付帯特約条項】

- ・通勤災害担保特約条項 通勤途上（出勤および退勤）における災害についても補償する特約です。通勤途上の認定については政府労災保険等の認定に従います。
- ・災害付帯費用担保特約条項（全国建設業労災互助会用） 被用者の死亡、後遺障害1～7級または1～14級に該当する労働災害が発生し、法定外補償条項の保険金をお支払いする場合、被保険者が負担する費用（葬祭費、花代等）を補償する特約です。

（使用者賠償責任条項）

被保険者の被用者が業務上災害によって被った身体障害（死亡、後遺障害、負傷、疾病）が、事業主（企業）の責任で発生した場合に、その被災した被用者またはその遺族からの損害賠償請求により事業主（企業）が負担する法律上の損害賠償責任に基づく損害賠償を、保険金としててん補限度額の範囲内でお支払いします。（訴訟費用についてもお支払いします。）保険金は、損害賠償金が次の金額の合計額を超える場合に、その超過額についてのみ（自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてのみ）、てん補限度額を限度としてお支払いします。

- ・政府労災保険等から支払われるべき金額 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等から支払われるべき金額
- ・（法定外補償規定を定めている場合）法定外補償規定に基づいて支払われるべき金額 」（法定外補償規定を定めていない場合）法定外補償条項で支払われるべき金額
- ・被用者とは、被保険者（事業主）に使用され、賃金を支払われる者（従業員）のうち保険証券に記載された者をいいます。
- ・特約条項の詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。

※いずれの条項も、被保険者（事業主）の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等（以下「政府労災保険等」といいます。）の保険関係が成立していることが必要です。
※訴訟や調停となった場合に、それに要する費用や弁護士報酬等については、賠償保険金との合算額を、てん補限度額を限度としてお支払いします。（必ず事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。）

- ・この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件になります。^(注)
- ・また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間等については、政府労災保険等の認定に従います。

（注）費用保険金（訴訟費用や弁護士報酬など）のお支払いについては、政府労災保険等の給付を絶対要件とはしていませんが、明らかに業務上災害に該当しない場合などはお支払い対象とはなりません。事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

※使用者賠償責任条項の保険金請求権に質権を設定することはできません。被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
- ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害
- ⑤風土病による被用者の身体障害
- ⑥職業性疾患による被用者の身体障害
- ⑦石綿（アスベスト）または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
- ⑧賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金
- ⑨被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害
- ⑩被用者の故意、または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害（法定外補償条項）

など

傷害総合保険（政府労災未加入者契約）の補償の内容（就業中のみ補償）

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 ※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	休業補償	事故によりケガをされ、そのケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能（注）となった場合に、就業不能期間1日に対して、対象期間（730日）を限度として休業保険金日額2,000円、3,000円、5,000円（支払対象外期間3日）を支払います。ただし、平均所得日額（直前の年収から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除した額を365で除いた額をいいます。）を超えては保険金を支払うことはできません。（注）被保険者がケガをした時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っていると認められる状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、就業不能とはいいません。 ①ケガをしたときに就いていた業務または業務の一部に従事した場合 ②その教育、訓練または経験により習得した能力に相当する①と異なる業務または職務に従事した場合 ③就業不能の原因となった傷害が治癒したと医師の診断に基づき損保ジャパン日本興亜が認定した日以降 ④死亡した日以降	

第三者賠償補償制度

(賠償責任保険 請負業者 施設所有管理者 昇降機・生産物の各特約)

工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故、また建設工事にかかわる施設および昇降機に起因する事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

特長1

工事中に作業対象物※を損壊させたことによる賠償事故も補償します。

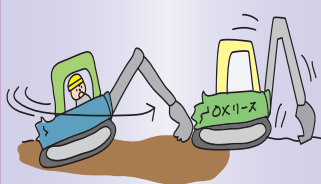
※設置工事の目的物等は補償対象外です。



特長2

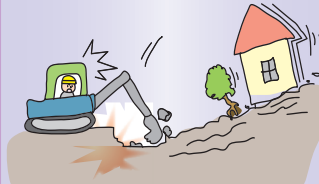
自走可能なリース・レンタルした建設用工作車※の破損事故も補償します。

※ダンプカー、トラック、ユニック車は除きます。



特長3

地盤崩壊による財物の賠償事故も補償します。(P12オプション①)



特長4

工事の結果に起因する事故により、第三者の身体障害または財物損壊が発生、その賠償責任を負う場合、その原因となった工事の目的物自体の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(P13オプション②)



掛金のモデル例 (標準プランに加入の場合)

完成工事高 工事種類の割合	建築100%	土木100%	建築50% 土木50%
1億円	135,960円 (うち保険料129,480円)	140,040円 (うち保険料133,320円)	138,120円 (うち保険料131,400円)
3億円	346,080円 (うち保険料329,520円)	395,040円 (うち保険料376,200円)	403,680円 (うち保険料384,360円)
5億円	416,040円 (うち保険料396,120円)	585,000円 (うち保険料557,160円)	636,120円 (うち保険料605,760円)
10億円	686,040円 (うち保険料653,400円)	1,005,000円 (うち保険料957,120円)	1,001,040円 (うち保険料953,280円)

補償の対象となる方 (被保険者) (基本契約)

(1) 工事中の賠償事故

ご加入者 (記名被保険者)、ご加入者の使用人等※、発注者

		ご加入者が「元請負人」の場合	ご加入者が「下請負人A」の場合
被保険者	発注者	○	○
	元請負人	◎	×
	役員・使用人	○	×
	下請負人A	○	◎
	役員・使用人	○	○
	下請負人B	○	×
	役員・使用人	○	×

◎：記名被保険者

○：追加被保険者

×：被保険者に含まれない

「下請負人の範囲」 ご加入者 (被保険者) が日本国内で施工する工事にかかる下請負契約における請負人 (数次の請負による場合のすべての請負人を含みます。) をいいます。

ご加入者 (記名被保険者) が下請負人Aである場合、下請負人Aの下請負人 (孫請) は被保険者に含まれますが、元請負人や他の下請負人Bは被保険者に含まれません。

(2) 引渡し後の賠償事故

ご加入者 (記名被保険者)、ご加入者の使用人等※

※ご加入者の使用人等

①記名被保険者の役員および使用人

②記名被保険者の下請負人

③記名被保険者の下請負人の役員および使用人

(3) 施設および昇降機に起因する賠償事故

ご加入者 (記名被保険者)、ご加入者の使用人等※

※ただし、ご加入者の業務 (建設工事) に関するかぎりにおいて、被保険者となります。

基本契約（補償の内容）

工事遂行中または引渡し後に生じた偶然な事故、また施設および昇降機に起因する事故によって第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

1 契約方式と対象となる工事

下記（１）、（２）共通 本補償制度は建設工事に関わる賠償責任保険であるため、建設工事以外の業務に起因する事故は補償対象外となります。また保険期間中に発生した事故による損害を対象とするものであり、保険期間の開始前に発生した事故による損害も対象外となります。

（１）年間包括契約方式

【対象となる工事】 保険期間中に日本国内で施工するすべての工事（元請・下請工事）および単独の除雪・除草作業
・甲型JV（共同施工方式）は、原則として除きます（甲型JVの前年実績がある場合は、ご希望により覚書等を締結し、年間包括契約方式に含めて加入することもできます。ただし甲型JV型スポット契約方式とは補償範囲が異なりますのでご注意ください。）
・乙型JV（分担施工方式）は年間包括契約方式の対象工事に含まれます。
・ご希望により対象工事を元請工事のみとすることも可能です。
・引渡し後（生産物特約）の事故は、保険期間以前の工事の結果に起因し、保険期間中に発生した事故も補償します。

（２）甲型JVスポット契約方式

【対象となる工事】 日本国内で施工する甲型JV
・補償に関する注意点は、P30「甲型JVスポット契約方式の注意点」をご確認ください。

2 お支払限度額・自己負担額

		標準プラン	1億円プラン	2億円プラン	3億円プラン	5億円プラン	10億円プラン
身体賠償	1名につき	2億円	1億円	2億円	3億円	5億円	10億円
	1事故につき	5億円	1億円	2億円	3億円	5億円	10億円
財物賠償	1事故につき	1億円	1億円	2億円	3億円	5億円	10億円
自己負担額		1事故につき10万円以下の損害は自己負担となります。 (10万円を超える場合は自己負担なしで全額を補償します。)					
第三者死亡時費用見舞給付金		1名につき 30万円		保険期間中 300万円			

ただし、引渡し後に生じた工事に起因する事故については保険期間を通じて身体・財物の1事故についての保険金額がお支払いする保険金の限度となります。

※保険期間中に何回事故が発生しても、その都度上記を限度としてお支払いします（第三者死亡時費用見舞給付金は、保険期間中300万円が限度となります。）。

※被害者にも過失がある場合は、その過失分を差し引いた損害賠償責任額に対し保険金をお支払いします（第三者死亡時費用見舞給付金を除きます。）。

3 掛金の算出方法

（１）【年間包括契約方式】

直近会計年度の事業種類別完成工事高（税込み）*と単独の除雪・除草作業の兼業売上高（税込み）により算出します。

※完成工事高（税込み）は、P21、22の「建設業許可29業種に対応する補償制度早見表」のとおりに建築・その他の建設事業に振り分けます。

（２）【甲型JVスポット契約】

工事請負契約書記載の請負代金額（税込み）により算出します。

4 お支払いする保険金

（１）法律上の損害賠償金（損害賠償金）

- ①身体障害の場合：治療費、休業損失、慰謝料 など
- ②財物損壊の場合：修理費、再調達に要する費用 など

※修理費、再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

- （２）第三者に損害賠償の請求を行える場合は、その損害賠償請求権の保全または行使の手続きに必要な費用（権利保全行使費用）
- （３）被害者に対する応急手当、病院などの緊急処理に要した費用（緊急措置費用）
- （４）損害の発生または拡大の防止に努めるための費用（損害防止軽減費用）
- （５）訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用（必ず事前に損保ジャパン日本興亜にご相談ください。）など（争訟費用）
- （６）ご加入者の業務の遂行に起因して第三者が死亡した場合の見舞金（第三者死亡時費用見舞給付金）

+ オプション（補償の内容）

オプション 1 【任意加入】地盤崩壊危険担保特約

基本契約で補償対象外となる地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う地盤崩壊による賠償事故を補償します。
（保険期間の途中での加入はできません）

（１）お支払限度額・自己負担額

財物賠償	1事故 2,000万円 期間中 4,000万円
自己負担額	1事故 5万円

（２）補償の対象となる方（被保険者）

ご加入者（記名被保険者）、ご加入者の使用人等※、発注者

※ご加入者の使用人等	①記名被保険者の役員および使用人 ②記名被保険者の下請負人 ③記名被保険者の下請負人の役員および使用人
------------	---

※ただし、ご加入者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。

対象となる工事
ビル工事・機械、装置、鋼構造物の据付または組立工事・道路工事・鉄道工事・橋梁工事・トンネル工事（沈埋トンネル工事を除きます。）・地下鉄工事・上下水道工事・地下街、地下駐車場等の大規模掘削工事・土地造成工事・河川工事（漁業権侵害による損害を除きます。）
対象とならない工事
ダム工事・砂防工事・海岸工事・港湾工事・沈埋トンネル工事・埋立工事 など

保険金をお支払いする主な場合

補償の対象となる方（被保険者）が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは、土砂の流出流入に起因して、土地、土地の工作物、植物が損壊し、または動物が死傷したことについて、ご加入者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。また、工事に伴う地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について補償の対象となる方（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

具体的には次のような場合です。

- ・掘削作業を行っていたところ土砂崩れを起こし、下にあった民家に損害を与えてしまった。
- ・基礎工事（無振動工法による）の振動が地中に伝わり、隣家のブロック塀にひびが入ってしまった。
- ・掘削工事に伴い周辺の地盤が沈下し、建物が傾いてしまった。

など

保険金をお支払いできない主な場合

次の各項目については、「地盤崩壊危険担保追加条項」を付してもお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

①無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する賠償責任

※無振動工法とは、一般的には杭打ち工事の際の静的打込み工法（油圧ジャッキによる伸縮力によって矢板の買入および引抜きを行う工法）をいいます。

《無振動工法の例》杭打ち工法の場合としては、以下のとおりです。

1. 埋込み杭工法
2. 低騒音打撃工法
3. 圧入工法
4. 深礎工法
5. アースドリル工法
6. ベノト工法
7. リバース工法
8. P I P工法
9. ソイルパイル工法 等

《無振動工法にあたらぬ例》

1. バイプロ工法
2. バイプロ・ウォータージェット併用法
3. 打撃工法
4. 舗装版破碎機またはブレーカー（手持式を除きます。）を使用する作業 等

②地下水の増減およびその利用にかかる賠償責任

（注）工事に伴う地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する損害は補償されます。

③地盤の崩壊による道路（その付属物を含みます。）、河川または堤防の滅失、き損もしくは汚損に起因する賠償責任

④被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任

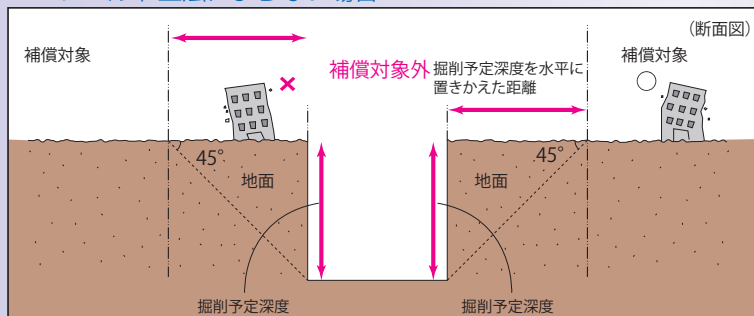
⑤引渡し後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任

⑥シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任※1

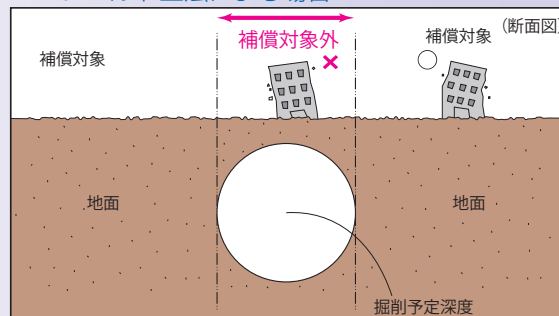
⑦シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任※2

など

※1 シールド工法によらない場合



※2 シールド工法による場合



オプション② 【任意加入】ワイド補償特約

ワイド補償特約は、〈1〉生産物自体・仕事の目的物自体の補償〈2〉工事遅延損害の補償〈3〉データの損壊の補償〈4〉物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害の補償をパッケージ化した補償です。

※保険期間の途中での加入はできません。

〈1〉生産物自体・仕事の目的物自体の補償

工事の結果に起因する事故により、第三者の身体障害または財物損壊が発生、その賠償責任を負う場合、その原因となった工事の目的物自体の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(1) お支払限度額・自己負担額

財物賠償	1事故 500万円 保険期間中 500万円
自己負担額	1事故につき10万円以下の損害は自己負担となります。 (10万円を超える場合は自己負担なしで全額を補償します。)

ビルを建設し引渡しも完了したが、施工ミスにより外壁が崩れて通行人にあたり、重傷となってしまった。
当該建設業者は、通行人への賠償金とともに、施工主より壁の修理費用を請求された。



(2) 補償の対象となる方（被保険者）：ご加入者（記名被保険者）、ご加入者の使用人等

保険金をお支払いする主な場合

仕事の終了後（引渡し後）に、その工事の結果に起因する事故によって生じた他人の身体障害または財物損壊について基本契約（生産物賠償）の保険金を支払う場合に、その原因となった生産物または仕事の目的物（※1）の損壊（※2）により、生産物自体または仕事の目的物自体について正当な権利を有する者に対して補償の対象となる方（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。

（※1）「生産物または仕事の目的物」とは、その事故の直接の原因となった生産物自体または仕事の目的物そのものをいい、事故発生のおそれのあるその他の生産物または仕事の目的物を含みません。

（※2）「損壊」とは、生産物自体または仕事の目的物自体の物理的損壊（滅失、損傷または汚損をいい、盗難または紛失を含みません。）をいい、その物理的損壊により生じるその生産物または仕事の目的物の使用不能損害を含みます。

保険金をお支払いできない主な場合

生産物自体または仕事の目的物自体には損害があるが、それ以外の部分について損害がなく、工事の結果に起因する賠償事故について保険金をお支払いできない場合など

〈2〉工事遅延損害の補償

工事中の補償対象となる事故が発生して、補償の対象となる方（被保険者）に対して保険金が支払われる場合で、さらに、その工事が履行期日より6日以上遅延した場合の損害を補償します。

(1) お支払限度額・自己負担額

財物賠償	1事故 500万円 (遅延損害賠償金または500万円のいずれか低い額が限度となります。)
自己負担額	1事故につき10万円以下の損害は自己負担となります。 (10万円を超える場合は自己負担なしで全額を補償します。)



工事の履行期日が間近となり、急ピッチで工事を進めていたところ大きな事故を起こしたため、結果として履行期日から10日も遅れてしまい、発注者から工事遅延による損害賠償請求をされた。

(2) 補償の対象となる方（被保険者）：ご加入者（記名被保険者）、ご加入者の使用人等

保険金をお支払いする主な場合

工事中の事故による損害が生じ、保険金を支払う場合において、対象工事（※1）に遅延が発生したときは、対象工事の遅延によって補償の対象となる方（記名被保険者（※2））が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金（※3）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、履行期日（※4）の翌日から起算して6日以上遅延した場合にかぎりず。

（※1）次のすべてに該当する工事をいいます。

ア. 記名被保険者が単独で元請負人となる工事

イ. 損害の原因となった事故（以下「原因事故」といいます。）が生じた日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事

ウ. 記名被保険者と発注者との間の工事請負契約書において、工事請負契約の目的物を工事完成後に発注者に引渡すべき期日が定められている工事

（※2）加入申込書等記載の被保険者をいい、被保険者の下請負人を含みません。

（※3）記名被保険者と発注者との間で交わされる工事請負契約書に規定された工事の遅延による損害賠償金（損害賠償額の予定としての違約金を含み、違約金としての違約金を含みません。）をいいます。

（※4）記名被保険者と発注者との間の工事請負契約書において定められた工事請負契約の目的物を工事完成後に発注者に引渡すべき期日をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

以下の事故については工事遅延が発生した場合であっても保険金のお支払対象とならない工事となります。

- ①記名被保険者が単独で元請負人とならない工事（＝被保険者以外の元請負が存在する工事）
※年間包括契約に共同施行方式(甲型J V)を含める場合には、甲型J Vの遅延損害はご加入者(記名被保険者)が単独で元請負人とならないので、保険金をお支払いできません。
- ②原因事故が発生した日の翌日から起算して31日以降に履行期日が到来する工事
- ③記名被保険者と発注者との間の工事請負契約書において、工事請負契約の目的物を工事完成後に発注者に引き渡すべき期日が定められていない工事
- ④履行期日からの遅延が5日以下の工事

など

〈3〉データの損壊の補償

電子データ、データベース、ソフトウェア、プログラムなどの情報メディアが消失・欠損してしまった場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(1) お支払限度額・自己負担額

財物賠償	1事故 500万円
自己負担額	1事故につき10万円以下の損害は自己負担となります。 (10万円を超える場合は自己負担なしで全額を補償します。)



工事中に階下に漏水事故を起こし、階下のコンピューターのプログラムを消失してしまい被害者からプログラム復旧について賠償請求をされた。

(2) 補償の対象となる方（被保険者）

工事中の賠償事故：ご加入者（記名被保険者）、ご加入者の使用人等、発注者

引渡し後の賠償事故：ご加入者（記名被保険者）、ご加入者の使用人等

施設および昇降機に起因する賠償事故：ご加入者（記名被保険者）、ご加入者の使用人等

保険金をお支払いする主な場合

他人の情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラムを滅失または損傷させた場合に、補償の対象となる方（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

P16保険金をお支払いできない主な場合（基本契約）の記載事項に同じ

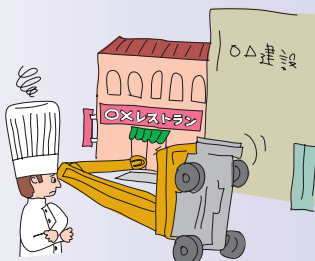
など

〈4〉物理的損壊を伴わない財物の使用不能損害の補償

工事中または引渡し後に発生した急激かつ偶然な事故による、物理的損傷を伴わない他人の財物の使用不能損害を補償します。

(1) お支払限度額・自己負担額

財物賠償	1事故 500万円 保険期間中 500万円
自己負担額	1事故につき10万円以下の損害は自己負担となります。 (10万円を超える場合は自己負担なしで全額を補償します。)



クレーンが倒れて、隣接しているレストランの入口をふさいだ。休業を余儀なくされたレストランから休業損害の賠償請求をされた。

(2) 補償の対象となる方（被保険者）

工事中の賠償事故：ご加入者（記名被保険者）、ご加入者の使用人等、発注者

引渡し後の賠償事故：ご加入者（記名被保険者）、ご加入者の使用人等

保険金をお支払いする主な場合

工事中または引渡し後に発生した急激かつ偶然な事故による、物理的損傷（滅失、損傷または汚損をい）、盗難または紛失を含みます。）を伴わない他人の財物の使用不能損害について被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①補償の対象となる方（被保険者）により、または補償の対象となる方（被保険者）のためになされた契約または合意の履行遅滞、不完全履行または履行不能に起因する賠償責任
- ②補償の対象となる方（被保険者）の生産物または仕事の結果が、補償の対象となる方（被保険者）が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任

など

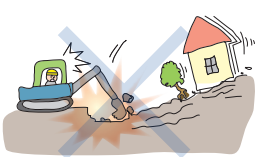
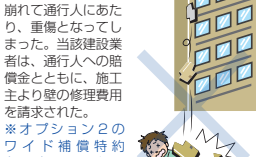
〈1〉～〈4〉共通、
ご加入者の使用人等

①記名被保険者の役員および使用人 ②記名被保険者の下請負人

③記名被保険者の下請負人の役員および使用人

※ただし、ご加入者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者となります。

特約条項等		保険金をお支払いする主な場合（基本契約）					
請負業者特約条項	損害賠償	補償の対象となる方（被保険者）が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。					
		○…補償の対象 ×…補償の対象外 △…受託財物のうち、支給財物および記名被保険者の管理財物（作業対象物は除く）は免責		ご加入者が元請の場合		ご加入者が下請Aの場合	
		加害者	被害者	身体障害	財物損壊	身体障害	財物損壊
		発注者	元請	○	×	○	○
		発注者	下請A	○	△	○	×
		元請	発注者	○	△	×	×
		下請（ご加入者が下請Aのとき「下請A」と読替）	発注者	○	△	○	△
		元請	下請	×	×	×	×
		下請（ご加入者が下請Aのとき「下請A」と読替）	元請	×	×	○	○
		下請A	下請B	×	×	○	○
工事中の賠償事故については、請負業者グループ（*）と発注者グループ（*）の間に発生した賠償責任は、補償の対象に含まれますが、請負業者グループ同士の間で発生した賠償責任は、補償の対象に含まれません。（交差責任担保追加条項(Both-Way)） *発注者グループとは、工事の発注者（建築主等をいいます。）をいい、ご加入者が下請負人である工事の元請負人は含みません。請負業者グループとは、発注者グループから直接に仕事を請け負う補償の対象となる方（被保険者）およびその下請負人をいいます。なお、発注者グループから仕事を請け負う他の請負業者グループに対する賠償事故については、補償の対象となります。 ※ご加入者が下請負人となる場合、元請負人・他の下請負人は被保険者とならないため他人となります。						 資材が落下し、通行人にケガをさせた。	
作業対象物	工事中の賠償事故については、「作業対象物」（※）を損壊させたことにより、補償の対象となる方が法律上負担する賠償責任も補償の対象に含まれます（作業対象物担保追加条項）。 ※「作業対象物」とは、補償の対象となる方（被保険者）が作業を加えている財物をいい、所有財物および受託財物を含みません。 ※「作業対象物」に含まれない主なもの。 ・ 仕事（工事）の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物 ・ 運搬中または積み込みもしくは積み下ろし作業中の財物						作業中に誤って作業対象物※を損壊させてしまった。 ※設置工事の目的物等は「作業対象物」に含まれません。
	リース・レンタル財物損壊損害賠償	リース・レンタルした自走可能な建設用工作車を破損させたことにより被る賠償責任を次のことを要件に補償します。 （１）賃貸借契約（リース契約またはレンタル契約）に基づいて借りていること。 （２）自走可能な工事用車両であること。自走可能な工事用車両の主なものは、以下のとおりです。 ①ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリアオール）、ロードローラーまたは除雪用スノーブラウ ②パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモビル、ロッカーショベル、バケットローダーまたはショベルローダー ③ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤーまたは発電機自動車 ④コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラックまたはクレーンカー ⑤①から④のものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター ⑥ターナロッカー ⑦コンクリートミキサーカー、ミキサーモビル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機または清掃作業車 ⑧その他①から⑦に類するもの					
施設所有	この保険では、補償の対象となる方（被保険者）が、所有・使用または管理する建設工事に関わる施設もしくは設備、または建設工事に関わる業務遂行（施設の構築、改築、修理、取りこわしその他の工事を除きます。）によって生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。						 建設会社の看板が落下し通行人がケガをした。
昇降機	エレベーターやエスカレーターの事故によって、その所有者・管理者が乗客等の他人にケガを負わせたり、その荷物を損壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約条項です。（建設業にかかわる施設に付随する昇降機が対象となります。）						 来訪者が本社ビルのエレベーターに挟まれケガをした。
生産物	補償の対象となる方（被保険者）が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。						 屋上防水工事が不完全で雨漏りし、第三者の天井、家財に水漏れ損害が発生。
共通	保険金をお支払いする損害の範囲は以下のとおりです。 ①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎりず。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1 回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額（*）とし、加入証明書に記載された保険金額を限度とします。（*）地盤崩壊危険担保特約以外の事故について損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、賠償金額が免責金額を超過した額と免責金額とを合算した額とし、加入証明書に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 【請負業者特約条項】修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 【生産物特約条項】修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収措置に要した費用については、保険金のお支払対象となりません。 ※第三者賠償補償制度は、補償内容に応じた特約条項および追加条項により構成されています（「全国建設業防災互助会第三者賠償補償制度 約款集」をご参照ください）。また、特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店までご照会ください。						

特約条項等		保険金をお支払いできない主な場合（基本契約）	
請負業者特約条項		①補償の対象となる方（被保険者）が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う以下の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および 付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ②施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用もしくは管理（注）に起因する賠償責任（注）貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。 ④仕事の終了後（注1）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（注2） （注1）仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 （注2）補償の対象となる方（被保険者）が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤補償の対象となる方（被保険者）の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ⑦飛散防止対策その他の損害発生予防に必要な措置を講ぜずに行われた塗装作業中において、塗料等が飛散または拡散したことによる賠償責任 塗装対象物の誤認または塗料等の色の選択もしくは特性等に関する判断の誤りに起因する賠償責任 塗装対象物の再塗装費用および塗装対象物自体を損壊したことによる賠償責任	 掘削工事による振動で建物が傾いた。 ※オプション①の地盤崩壊危険担保特約（P12）へのご加入により補償の対象となります。
	作業対象物損害賠償	以下の財物は作業対象物に含まれません。 <1>所有財物 被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。 <2>受託財物 次の①から④までに掲げる他人の財物をいいます。 ① 借用財物 ② 支給財物 次のア. およびイ. に掲げる財物をいいます。ア. 作業に使用される材料または部品 イ. 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備 ③ 販売・保管・運送受託物 ④ 作業受託物	 設置工事の目的物を損壊した。
	リース・レンタル財物損壊損害賠償	①リース・レンタル建機について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見されたそのリース・レンタル建機の損壊に起因する賠償責任 ②リース・レンタル建機に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じたそのリース・レンタル建機の損壊に起因する賠償責任 ③電氣的または機械的な原因により生じたリース・レンタル建機の損壊に起因する賠償責任 ④傷、汚れ等の外観上のみの損壊でリース・レンタル建機が有する機能上の支障がない損壊に起因する賠償責任 ⑤リース・レンタル建機のベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、切削工具の切削部位、研磨工具の研磨部位、工具類の刃、その他これに類する消耗部位、潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材その他運転に供される資材、フィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠等の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任 ⑥損壊したリース・レンタル建機の使用不能損害に起因する賠償責任 ⑦通常使用中のリース・レンタル建機の故障に起因する賠償責任 ⑧リース・レンタル建機の盗難、紛失または詐取に起因する賠償責任 など	 リース、レンタルした建設機械が盗難された。
施設所有管理者特約条項		①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ③屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。） ⑤補償の対象となる方（被保険者）の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑥補償の対象となる方（被保険者）が、その役員または使用人の居住のために所有、使用、管理または貸借する施設（社員寮や社宅など）に起因する賠償責任。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第96条および建設業付属寄宿舎規定（昭和42年9月29日労働省令第27号）に定める寄宿舎（飯場など）を除きます。 など	 施設の改築中に資材が落下し、通行人にケガをさせた。 ※請負業者特約条項で補償の対象となります。
	昇降機特約条項	①補償の対象となる方（被保険者）の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任 ②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任 など	 来訪者が修理中の本社ビルのエレベーターに挟まれケガをした。
	生産物特約条項	①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。） ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任	 ビルを建設し引渡しも完了したが、施工ミスにより外壁が崩れて通行人にあたり、重傷となってしまった。当該建設業者は、通行人への賠償金とともに、施工主より壁の修理費用を請求された。 ※オプション2のワイド補償特約（P13）へのご加入により補償の対象となります。
上記の他に、次の場合にも保険金をお支払いできません。各特約条項共通事項			
【賠償責任保険普通保険約款】 ①補償の対象となる方（被保険者）の故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任 ④補償の対象となる方（被保険者）が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑤補償の対象となる方（被保険者）と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑥補償の対象となる方（被保険者）の使用人が補償の対象となる方（被保険者）の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑦排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑧補償の対象となる方（被保険者）と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 【賠償責任保険追加条項】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染危険 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など			

【ご注意】事故が多いご加入者の場合、「第三者賠償補償制度」の継続加入をお断りする場合があります。

建築・土木・組立工事補償制度

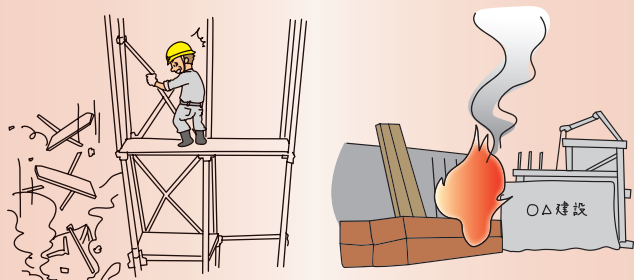
(建設工事保険に各種特約を付帯)

工事の目的物※などに生じた損害を補償します。

※工事の目的物とは、新たに建築・設置、取付などを行う「物」そのもののことで、請負契約上、完成後に引渡しをする工事物件（請負契約のない工事の場合は、完成させることを目的とする工事物件）のことです。

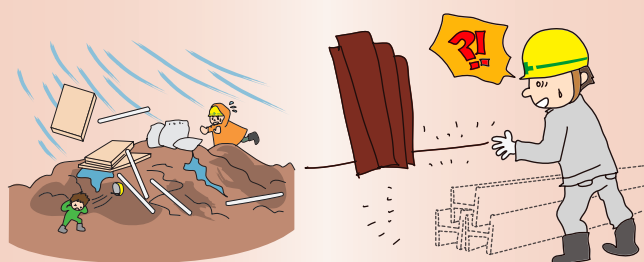
特長1

工事現場における工事対象物や仮工事の目的物などについて生じた損害を補償します。



特長2

台風・水災・雪災などの自然災害はもちろん、火災、爆発、盗難、施工ミスによる事故も補償します。



掛金のモデル例

工事種類の割合 完成工事高	建築100%	土木100%	組立100%	建築40% 土木30% 組立30%
1億円	69,360円 (うち保険料66,000円)	210,000円 (うち保険料200,040円)	220,560円 (うち保険料210,000円)	172,680円 (うち保険料164,400円)
3億円	207,960円 (うち保険料198,000円)	630,000円 (うち保険料600,000円)	493,560円 (うち保険料470,040円)	475,920円 (うち保険料453,240円)
5億円	346,560円 (うち保険料330,000円)	1,050,000円 (うち保険料999,960円)	682,560円 (うち保険料650,040円)	763,320円 (うち保険料726,960円)
10億円	693,000円 (うち保険料660,000円)	2,100,000円 (うち保険料2,000,040円)	840,000円 (うち保険料800,040円)	1,400,760円 (うち保険料1,334,040円)

補償の対象となる方（被保険者）

ご加入者、下請負人、発注者、ご加入者の行う工事が下請工事の場合の元請負人、リース業者

(注) 直近会計年度の完成工事高（税込み）が100億円を超える場合、建築・土木・組立工事補償制度にはご加入できません。

・「下請負人の範囲」 ご加入者（被保険者）が日本国内で施工する工事にかかる下請負契約における請負人（数次の請負による場合のすべての請負人を含みます。）をいいます。

基本契約（補償の内容）

工事現場[※]において、不測かつ突発的な事故により工事対象物（保険の目的）に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

※工事現場とは、工事現場内および対象工事専用の工事現場外の仮設資材置き場・仮設倉庫をさします。

保険期間中であっても、保険責任は工事の目的物の引渡しするとき(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了したとき)をもって終了します。

保険期間中であっても、保険責任は工事の目的物の引渡しするとき(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了したとき)をもって終了します。

1 契約方式と対象となる工事

(1) 年間包括契約方式

【対象となる工事】 保険期間中に日本国内で施工する建築、土木および組立工事（元請・下請工事）

- ・ 甲型JV（共同施工方式）は、原則として除きます（甲型JVの前年実績がある場合は、ご希望により覚書等を締結し、年間包括契約方式に含めて加入することもできます。ただし甲型JVスポット契約方式とは補償範囲が異なりますのでご注意ください。）。
- ・ 乙型JV（分担施工方式）は対象工事に含みます。
- ・ ご希望により対象工事を建築工事のみ、土木工事のみ、組立工事のみ、または元請工事のみとすることも可能です。

(2) 甲型JVスポット契約方式

【対象となる工事】 日本国内で施工する甲型JV

2 対象とならない工事

- ・ 1工事で請負金額が30億円を超える工事
- ・ 発電用プラント（火力・原子力・水力・風力等）
- ・ 原子力発電所内の物件
- ・ 電力ケーブル（埋設・架空・海底を問いません。光ファイバーケーブルを除きます）
- ・ 石油精製・石油化学
- ・ 海洋リスク物件（海底パイプライン、海底ケーブル等）
- ・ 鉱業の地下設備
- ・ ガスタービン発電機
- ・ 解体、撤去、分解、浚渫（しゅんせつ）または取片付け工事のみを施工する工事
（解体、撤去、分解、または取片付け工事は、建物の建築・増築に付随して行われる場合でも対象工事とはなりません。）

3 お支払限度額・自己負担額

(1) お支払限度額

建築 工事	工事ごとの請負金額
土木 工事	1事故1,000万円／ 1工事あたり2,000万円
組立 工事	工事ごとの請負金額

(2) 自己負担額（1事故につき）

建築工事	○火災・落雷・破裂・爆発による損害…なし ○その他の損害…10万円
土木工事	○火災・破裂・爆発による損害…なし ○盗難による損害…10万円 ○その他の損害 ・ 上下水道・造園工事…50万円 ・ 河川・トンネル・港湾・海岸・土地造成・ダム・ 災害復旧工事…300万円 ・ その他の工事…100万円
組立工事	○火災・落雷・破裂・爆発による損害…なし ○その他の損害…10万円

4 掛金の算出方法

【年間包括契約方式】

直近会計年度の事業種類別完成工事高（税込み）[※]により算出します。

※完成工事高（税込み）は、P21、22の「建設業許可29業種に対応する補償制度早見表」のとおり建築・土木・組立に振り分けます。

【甲型JVスポット契約方式】

工事請負契約書記載の請負代金額（税込み）により算出します。

5 工事対象物の範囲（建築・土木・組立工事共通）

（１）補償の対象となるもの

- ①工事の目的物
新たに建築、設置、取付などを行う「物」そのもののことで、請負契約上、完成後に引渡しをする工事物件（請負契約のない工事の場合は、完成させることを目的とする工事物件）
建築、設置、取付作業などに伴い、既設物（既設建物の壁・天井や既設の機械・装置など）に作業を加えた場合、既設建物の壁・天井や既設の機械・装置などの既設物は「工事の目的物」には含まれません。
- ②工事の目的物に付随する仮工事の目的物
支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工など
- ③工事用仮設物
工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備
- ④工事用仮設建物（現場事務所、宿舍、倉庫など）およびこれら収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具、非常用具など）
- ⑤工事用材料および工事用仮設材（木材、鉄骨、セメントなど）

（２）補償の対象とならないもの

- ①据付機械である工事用仮設備（発電機、受変電設備等）
- ②工事用機械器具（測量機、カメラ、クレーン等）
- ③自動車、船舶等
- ④設計図書・証書、帳簿、通貨、有価証券等

6 お支払いする保険金（建築・土木・組立工事共通）

損害保険金 （右の①～④の合計額から、差し引いた額となります。） ※１	①保険の目的の復旧費用※２	保険の対象となる事故によって保険の目的に生じた損害について、損害発生直前の状態に復旧するために直接必要となる費用。
	②保険の目的以外の復旧費用	保険の目的を修理するために、保険の目的以外の物を取りこわした場合、その物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用。 （１回の事故につき、300万円が限度）
	③特別費用	保険の目的の復旧のために必要な残業、休日出勤および夜間勤務による割増賃金や、急行貨物割増運賃（航空貨物運賃は含みません。）などの費用。
	④損害防止費用※３	事故が発生したことを知った場合、損害の発生・拡大を防止するための必要または有益な費用のうち、損保ジャパン日本興亜が認めた費用。
	支給材の取扱い	発注者などから支給された請負金額に含まれていない工事用材料などに損害が生じた場合は、工事請負金額の10%または20万円のいずれか大きい額まで①保険の目的の復旧費用として加算されます。
	工事用材料の取扱い	資材価格の高騰による場合でも復旧時の市場価格を基に復旧費を算出します。ただし、工事費の内訳書類に基づいた金額の120%を限度とします。
臨時費用保険金※３	損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。	
残存物取片づけ費用保険金※４	損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた保険の目的の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など)に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。	

※１（建築工事・組立工事の場合）

特約火災保険（独立行政法人住宅金融支援機構等）が付保されている工事の目的物に損害が発生した場合は、その特約火災保険にて支払われる損害保険金を超過した金額のみお支払いの対象となります。

※２ ご加入者による資材運搬中の事故については控除額10万円を差し引いたうえで、100万円が限度となります。資材運搬中および荷卸中の事故については他保険優先払となります。

※３ 水災危険および雪災危険による事故または土木工事における事故については、損害防止費用および臨時費用保険金はお支払いの対象となりません。

※４ 水災危険および雪災危険による事故については、残存物取片づけ費用保険金はお支払いの対象となりません。

保険金をお支払いする主な場合

工事現場において、不測かつ突発的な事故により工事対象物（保険の目的）に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

① 外来の危険による損害

- ・台風、暴風、落雷・水災・雪災等の自然災害
- ・自動車、航空機の衝突
- ・盗難、放火、いたずら

② 工事に伴う危険による損害

- ・火災、爆発
- ・地盤沈下、地滑り、土砂崩壊
- ・施工ミス

など

さらに、保険の目的である工事事業材料および工事事業仮設材については、資材置場等から工事現場までの工事施工者（ご加入者）による運搬中および工事現場における輸送機関からの荷卸中に生じた損害も対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 建築工事・土木工事・組立工事共通

- ① 契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重過失または法令違反により生じた損害
- ② 戦争等の事変または暴動により生じた損害
- ③ 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊により生じた損害
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- ⑤ 核燃料物質等の有害な特性による事故またはその他の放射線照射もしくは放射能汚染により生じた損害
- ⑥ 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ⑦ 保険の目的が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合の、その使用によって使用部分に生じた損害（火災、破裂または爆発によって生じた損害は除きます。）
- ⑧ 保険の目的の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化により生じた損害
- ⑨ 風、雨、ひょう、砂じんの吹込み・漏入により生じた損害
- ⑩ 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- ⑪ 矢板・くい・H形鋼などの打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ⑫ 湧水の止水または排水費用
- ⑬ 下請工事において、法律上あるいは請負契約上、自己の費用で復旧する義務を負わない損害

など

(2) 土木工事固有のお支払いできない主な場合

- ① 保険の目的の設計、施工、材質または製作の欠陥によって、欠陥のあった保険の目的部分に生じた損害
- ② 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立・盛土または整地工事の費用
- ③ 掘削工事のともなう余掘りまたは肌落ちの損害
- ④ 浚渫部または再浚渫部に生じた損害または費用
- ⑤ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- ⑥ 矢板、杭、H形鋼、地中壁などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらのものの流入を防止するために要する費用（不測かつ突発的な事故により矢板、杭、H形鋼、地中壁などに損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。）
- ⑦ 基礎、支持地盤などの支持力不足に起因して沈下した保険の目的の位置の矯正に要する費用
- ⑧ コンクリート部分のひび割れの損害（不測かつ突発的な外来的作用により生じたひび割れについては除きます。）
- ⑨ 土捨て場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害（土捨て場または土取場における本工事について生じた土砂崩壊についてはこの規定を適用しません。）
- ⑩ 切土、盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害
- ⑪ 芝、樹木その他の植物枯死（火災によって枯死した場合を除きます。）
- ⑫ 排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池などに流入した土砂、水、岩石、草木などを除去する費用（排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池などに損壊が生じた場合は除きます。）
- ⑬ 舗装工事などの工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れなどの損害

など

【ご注意】 事故が多いご加入者の場合、「建築・土木・組立工事補償制度」の継続加入をお断りする場合があります。

建設業許可29業種に対応する補償制度早見表

建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示	労災上積み 第三者賠償	建築・土木 ・組立工事
土木一式工事	土木一式 工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		その他の 建設事業	土木
建築一式工事	建築一式 工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		建築事業	建築
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	建築事業	建築
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	建築事業	建築
とび・土工・ コンクリート 工事	とび・土工・ コンクリート 工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	その他の 建設事業	土木
		ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事		
		ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事		
		ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事		
		ホ) その他基礎的ないし準備的工事	ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事		
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	建築事業	組立
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	建築事業	建築
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	建築事業	組立
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	労災上積みの場合 ↓ 建築事業 ----- 第三者賠償の場合 ↓ その他の建設事業	組立
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	建築事業	建築
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	建築事業	組立
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	建築事業	組立

舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	建築事業	土木
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	その他の建設事業	土木
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	建築事業	建築
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	建築事業	組立
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	建築事業	建築
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	建築事業	建築
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	建築事業	建築
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	その他の建設事業	組立
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	建築事業	組立
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事	建築事業	組立
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	その他の建設事業	土木
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	その他の建設事業	土木
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	建築事業	建築
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	その他の建設事業	組立
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	建築事業	組立
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	建築事業	組立
解体工事※	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	その他の建設事業	

※〔ご注意〕解体工事が専門、または主業である場合は労災互助会補償制度ではお引受できません。

ご加入の方法と手続きについて

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【ご加入者以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は労働災害総合保険普通約款に各種特約をセットしたもの、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたもの、賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたもの、および建設工事保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人 全国建設業労災互助会
- 保険期間：原則お申込日の翌月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：下記「③補償制度へのご加入方法および保険期間」をご参照ください。
- 引受条件（保険金額等）：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：一般社団法人 全国建設業労災互助会の正会員または賛助会員
 - 被保険者：一般社団法人 全国建設業労災互助会の正会員または賛助会員
 - ※政府労災保険未加入者契約においては、加入申込書に記載された方が被保険者となります。
 - お支払方法：保険始期日の2営業日前までに指定の口座に掛金および会費が着金するようお振込みください。
 - ※掛金の着金が遅れた場合、保険始期は着金日の2営業日後の午後4時からとなりますのでご注意ください。
 - お手続方法：下記「③補償制度へのご加入方法および保険期間」をご参照ください。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
 - 団体割引は、前年度のご加入人数実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

1 加入資格者

- (1) 一般社団法人全国建設業労災互助会の加入資格者
一般社団法人全国建設業労災互助会の目的に賛同して入会した建設業を行う事業主または事業主の団体
- (2) 補償制度の加入資格者
一般社団法人全国建設業労災互助会の正会員
一般社団法人全国建設業労災互助会の賛助会員

2 補償制度

「労災上積み補償制度」 「第三者賠償補償制度」
「建築・土木・組立工事補償制度」 } 3つの補償制度を任意にご加入いただけます。

3 補償制度へのご加入方法および保険期間

- (1) ご加入の方法について

新規契約のお申込み

保険始期日の2営業日前までに、損保ジャパン日本興亜営業店を通じて、労災互助会に加入申込書等が到着するよう送付、あわせて労災互助会の指定口座に掛金および会費が着金するようお振込みください（加入申込書等の到着または掛金の着金が遅れた場合の保険始期日は、労災互助会に加入申込書等が届いた日または、掛金が着金した日のうち、遅い日の2営業日後の午後4時からとなります。）。

継続契約のお申込み

満期月の前月20日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、損保ジャパン日本興亜営業店を通じて、労災互助会に加入申込書等が到着するよう送付、保険始期日の2営業日前までに、労災互助会の指定口座に掛金および会費が着金するようお振込みください。

(注) 年末年始における労災互助会の休日および休日に前後する12月・1月保険始期日の締切日は例月よりも早まります。詳細は、労災互助会までお問い合わせください。

(2) 労災互助会にて加入申込内容、掛金の着金を確認し、加入証明書、領収証を送付します。

(3) 保険期間は、新規のお申込みの場合、原則保険始期日の午後4時から翌年の同月1日の午後4時までです。
(例・平成30年11月10日に補償を開始する場合：保険期間は、平成30年11月10日から平成31年11月1日)。
継続のお申込みの場合、原則お申込み日の翌月1日の午後4時から翌年の同月1日の午後4時までの1年間です
(甲型JV以外は、スポット契約での加入はできません)。

・甲型JVスポット契約方式の保険期間は、当該事業開始日の午後4時から当該事業が完了する月の翌月1日の午後4時までとなります。

・「建築・土木・組立工事補償制度」は、保険期間中であっても、保険責任は、工事の目的物の引渡しするとき(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了したとき)をもって終了します。

4 掛金

(1) 掛金とは

・「労災上積み補償制度」の「掛金」とは損害保険料、入院見舞金掛金および制度運営費のことをいいます。入院見舞金は損害保険料の6%相当額、制度運営費は損害保険料の10%相当額です。なお、オプション掛金には損害保険料の他に制度運営費のみが含まれ、入院見舞金は含まれません。

・「第三者賠償補償制度」「建築・土木・組立工事補償制度」の「掛金」とは損害保険料および制度運営費のことをいいます。制度運営費は損害保険料の5%相当額です。なお、オプション掛金には制度運営費が含まれず、全額が損害保険料になります。

(2) ご加入者の直近1年間の完成工事高(税込み)に対し、係数を乗じて算出します。

・この補償制度の掛金を定めるために用いる「掛金算出基礎」は、直近の会計年度における完成工事高(税込み)となっており、本年度の金額と誤差が生じた場合でも保険期間終了後の確定精算はありません。

・前年実績のない新規の事業者については、保険期間中の見込み請負金額(税込み)で掛金を算出します。保険期間終了後、保険期間中の請負金額(税込み)の確定数値に基づき算出した掛金との差額を精算していただきます。

・完成工事高(税込み)の申告が事実と相違している場合、保険金が削減されたり、支払われない場合があります。ご加入時の完成工事高(税込み)(甲型JVスポット契約の場合は、請負代金額)につきましては、正確に千円単位でのご申告をお願いします。

(3) 掛金のお振込みについて

ご契約手続き時にご加入者専用のみずほ銀行の振込口座を取扱代理店よりご案内します。(振込手数料は、ご加入者負担となります。)

(4) 掛金の分割払

①各補償制度の掛金が30万円未満の場合、下記のとおり分割払が可能です。

分割回数

5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満
分割払不可	2分割のみ	2・4分割のみ	2・4・6分割のみ

〈払込方法〉均等分割払で口座振替*のみ可能です。※加入申込書および所定の口座振替依頼書を提出してください。通常の提出締切日と異なるため、詳細は取扱代理店または労災互助会までご確認ください。2回目以降の払込みよりご指定の口座から引落しします。(1回目の払込みは口座引落しの対象外です。取扱代理店より案内した振込口座へお振込みください。)

②各補償制度の掛金が30万円以上の場合、下記のとおり分割払が可能です。

分割回数

30万円以上
2・4・6・12分割

〈払込方法〉均等分割払で口座振替*または振込みが可能です。※加入申込書および所定の口座振替依頼書を提出してください。通常の提出締切日と異なるため、詳細は取扱代理店または労災互助会までご確認ください。2回目以降の払込みよりご指定の口座から引落しします。(1回目の払込みは口座引落しの対象外です。取扱代理店より案内した振込口座へお振込みください。)

(5) 分割払掛金(2回目以降)が支払われなかった場合

掛金が所定の納入期日の翌々月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに納入されなかった場合、納入期日の翌日に遡ってご契約は失効となります。

(6) 最低掛金について

1補償制度につき年間包括契約は1,920円、甲型JVスポット契約は2,000円となります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は労災互助会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

【共通】

- ご加入いただく際は、加入申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- 加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 特に、保険料算出基礎数字となる完成工事高、請負金額、平均被用者数、賃金総額等の保険料計算に関係する事項につきましては、加入申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方で本人が署名または記名捺印ください。
- 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項（加入申込書および付属書類の記載事項すべて）について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

【労働災害総合保険】

- 法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項

・被保険者 ・対象とする被用者の範囲 ・他の保険契約等

【傷害総合保険】

- ご加入者または被保険者には、告知事項（注1）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（注1）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
 - ★他の保険契約等（注2）の加入状況
- （注2）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【賠償責任保険】

- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- （注）①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。） ②業務内容 ③損保ジャパン日本興亜が加入申込書以外の書面で告知を求めた事項④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容 ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項 ⑥過去の事故履歴

3. 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【共通】

- 加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- （注）加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
- ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

【労働災害総合保険】

- 法定外補償規定の新設または変更をする場合

【傷害総合保険】

- 加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

被保険者は、この保険契約（その被保険者にかかる部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

5. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

6. 事故が発生した場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 必要書類等の詳細につきましてはP28の保険金の請求手続きをご覧ください。

7. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

8. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店をととして労災互助会にご連絡ください。脱退日（解約日）は労災互助会に必要書類が到着した月の翌月1日になります（前月25日締め切り）。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日から既に過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者にかかる部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

9. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社および引受割合については、取引代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

10. 保険会社破綻時の取扱い

【傷害総合保険】

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- （1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
- （2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。

【その他の保険】

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損

害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

11. 個人情報の取扱いについて

○労災互助会は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人（ご加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

その他の注意事項

- （1）労働災害総合保険、傷害総合保険、賠償責任保険、建設工事保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- （2）この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- （3）この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- （4）加入証明書は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から2か月を経過しても加入証明書が届かない場合は、労災互助会までお問い合わせください。
- （5）実際にご契約いただくお客さまの保険料等につきましては、加入申込書等にてご確認ください。
- （6）この保険の最低掛金（注）は1補償制度につき年間包括契約は1,920円、甲型JVスポット契約は2,000円となりますので、ご契約の際にご確認ください。
（注）最低掛金とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく掛金をいいます。
- （7）「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における完成工事高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の完成工事高等については、正確にご申告をいただくようお願いします。
- （8）見込請負金額等によって掛金を算出する概算保険料方式のご契約については、保険期間終了後に、確定した保険期間中の請負金額等に基づき算出した掛金との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数字となる請負金額等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- （9）概算保険料方式でご契約いただいた場合で、かつ、掛金が最低掛金となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料返れいは行いません。
- （10）取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。
- （11）このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- （12）ご契約者（ご加入者）以外の被保険者（保険の対象となる方、補償を受けられる方など）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。補償の対象となる方（被保険者）が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合、保険金の一部を差し引いて支払いを行う場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく所定の事故連絡票（速報）で通知してください。
 - 〈1〉事故発生の日時、場所、事故発生の原因／状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 〈2〉損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ労災互助会および損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく労災互助会、損保ジャパン日本興亜に通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、労災互助会、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査にご協力をお願いします。

保険金の請求手続きについて

- (1) この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- (2) 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- (3) 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

<労災上積み補償制度>

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故（災害）の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災、政府労災保険等の給付請求書（写）、政府労災保険等の支給決定通知書（写） 等
③	身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲などが確認できる書類	診断書（死亡診断書）、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定（写）、補償金受領証 等
④	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収証、承諾書 等
⑥	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等

<第三者賠償補償制度>

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等

<建築・土木・組立工事補償制度>

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、登記簿謄本、委任状、代理請求申請書 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故発生状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	工事請負金額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	工事請負金額内訳書、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、貸借借契約書 など
④	保険の目的であることが確認できる書類	工事請負契約書、工事注文書 など
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、貸借者専用保険金振込依頼書 など

- (5) 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- (6) 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- (7) 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- (8) 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が発生した場合

ただちに取扱代理店までご連絡ください。

<取扱代理店さま向け>

ご加入者の事故を受け付けた場合には「事故連絡票（速報用）」を記載し、労災互助会までFAXにて送付してください。労災互助会にて加入内容を確認のうえ、損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課より取扱代理店にご連絡します。「事故連絡票（速報用）」は労災互助会のホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

<http://rousaigojyokai.or.jp/>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808 <通話料有料>

<受付時間> 平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

経営事項審査制度との関係について

1. 建設業法に定める経営事項審査制度では、次の3条件を充たした法定外労働災害補償制度に加入すると加点対象となります。
〈条件〉①業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。
②直接の使用関係にある職員および下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。
③少なくとも死亡および労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係わる災害のすべてを対象とすること。
2. 労災互助会の「労災上積み補償制度」は、上記3条件を充たしておりますので、「労災上積み補償制度」の加入証明書のコピーをご提出いただきますと15点が加算されます。加入証明書は、契約成立後、領収証と共にお送りします。

甲型JVスポット契約方式の注意点

- ◆第三者賠償補償制度の甲型JVスポット契約において、仕事の終了後（引渡し後※）に関する補償（生産物特約関連で補償する賠償事故）は実質的に補償対象外となりますのでご注意ください。

労災互助会の第三者賠償補償制度は保険期間中に発生した賠償事故を補償の対象とします（事故発生ベース）。また商品にパッケージ化されている生産物特約関連の補償は引き渡し後の賠償事故を補償対象とするものです。しかしながら、甲型JVスポット契約の保険期間は、当該事業（甲型JV）が完了する翌月1日午後4時までと定めています。

そのため甲型JVスポット契約においては、生産物特約関連の補償は多くの場合が補償対象外となります。

あわせて「ワイド補償特約」の＜1＞生産物自体・仕事の目的物自体の補償、＜4＞物理的損壊を伴わない財物の使用不能損害の補償における引渡し後の賠償事故も多くの場合が補償対象外となりますので、甲型JVスポット契約におけるワイド補償特約加入時には十分ご理解のうえ、ご加入ください。

（パッケージ商品であるため、お見積書・加入申込書・加入証明書には、生産物特約関連の保険金額が記載されますが、上記の通りとなりますのでご注意ください。）

※引渡しを要しない場合はその工事が完了したときとなります。

参考 労災上積み補償制度の税務処理【注意】実際の税務の取扱は、税理士または税務署にご確認ください。

1. ご加入者

〈1〉労災上積み補償制度の掛金

法人事業所では「損金」、個人事業主では「必要経費」となります。

〈2〉保険金

①「死亡給付金」 いったん雑収入として計上し、死亡退職金弔慰金として遺族に支給したとき、損金（個人事業主の場合は必要経費）に算入できます。

②「後遺障害給付金」、「休業補償給付金」

いったん雑収入として計上し、社会通念上妥当な後遺障害見舞金あるいは傷害見舞金として被災労働者に支給したとき、その全額を損金（個人事業主の場合は必要経費）に算入できます。

2. 被災労働者（または遺族）

①「死亡給付金」 非課税

※ただし、災害補償規程がない場合で、その額が社会通念上妥当でない高額の場合は取扱いが変わることもあります。

②「後遺障害給付金」、「休業補償給付金」 社会通念上、妥当と認められる場合は非課税

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
 なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金、契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
 内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業

※ オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※ プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、全国建設業労災互助会、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

一般社団法人
全国建設業労災互助会

〒101-0052
 東京都千代田区神田小川町 3-7-1
 ミツワ小川町ビル5階
 TEL 03-3518-6551
 FAX 03-3518-6585
 （ホームページ）<http://rousaigojyokai.or.jp/>
 （受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〈取扱（幹事）代理店〉

緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町
 3-7-1 ミツワ小川町ビル7階
 TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808
 （受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〈引受保険会社〉

幹事：損害保険ジャパン日本興亜(株)
 団体・公務開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
 TEL 03-3349-5401 FAX 03-6388-0160
 （受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〈取扱代理店・メモ欄〉